

2食産第6911号
令和3年4月1日

各登録認証機関 代表者 殿
各登録外国認証機関 代表者 殿

農林水産省食料産業局食品製造課長

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に
ついて

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令第25号）が令和3年4月1日に公布され、同日（一部の改正規定については、令和4年1月1日及び令和5年1月1日）から施行されることとなりました。

これにより、日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「省令」という。）の一部が改正されたので、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）又は改正後の省令による運用に関して、下記の点に留意の上、適正に対応するようお願いいたします。

記

1 省令改正の趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日改定（閣議決定））等において、各府省は、行政における業務の抜本見直し、デジタル化の推進等を検討することが求められている。

これを踏まえ、法に基づく日本農林規格制度（JAS制度）に係る手続について、令和3年度から農林水産省共通申請サービス（通称「eMAFF」）による電子申請を開始するとともに、併せて手続の簡素化・適正化、申請者の負担軽減等を図る。

2 省令改正の概要

(1) 申出文書等の提出部数の削減（日本農林規格を制定すべきことの申出等関係）
農林水産大臣に提出する以下の申出文書等について、正副複数部の提出を不要とする。

- ・日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止をすべきことの申出に係る文書（省令第14条）
- ・公聴会開催請求書（省令第16条）
- ・登録（外国）認証機関の業務規程（省令第49条第1項）
- ・不適正な格付の表示等について適切な措置をとるべきことを求める申出に係る文書（省令第76条）

(2) 申請書の添付書類の削減等（登録認証機関等による登録等の申請等関係）
登録（外国）認証機関・登録（外国）試験業者の登録・登録の更新の申請書の添付書類について、以下のとおり、一部の書類の提出を不要とする。

① 登録（外国）認証機関関係（省令第39条第2項（第43条、第59条及び第62条において準用する場合を含む。））

改正前 (登録・登録の更新の申請において提出が必要な添付書類・記載事項)	改正後 (提出の要・不要)
1-1 定款	不要
1-2 登記事項証明書	要 (登録外国認証機関のみ。登録認証機関は提出不要。)
2-1 認証に関する業務を行う組織に関する事項	要
2-2 職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲	不要
2-3 2-1、2-2のほか認証に関する業務の実施方法に関する事項	要
2-4 (認証に関する業務以外の業務を行っている場合) 当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	要
2-5 (認証に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合) その実績	不要
3 認証に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類	不要
4 申請日の属する事業年度の事業計画、収支予算に関する書類	不要
5 主要な株主の構成（当該株主が認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類	要
6 役員の氏名、略歴、担当業務範囲を記載した書類	要

② 登録（外国）試験業者関係（省令第72条の5第2項（第72条の8、第72条の13及び第72条の16において準用する場合を含む。））

改正前 (登録・登録の更新の申請において提出が必要な添付書類・記載事項)	改正後 (提出の要・不要)
1-1 定款	不要
1-2 登記事項証明書	要
2-1 試験等に関する業務の概要及び当該業務の実績	不要
2-2-1 (試験等に関する業務以外の業務を行っている場合) 当該業務の種類及び概要	不要
2-2-2 (試験等に関する業務以外の業務を行っている場合) 全体の組織に関する事項	要
2-3 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別	要
2-4 試験等に関する業務を行う施設の概要	要
2-5 試験等に関する業務を行う組織に関する事項	要
2-6 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項	要
2-7 (試験等に関する業務に従事する者の氏名及びその者が試験等の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合) その実績	不要

また、登録（外国）試験業者の登録・登録の更新の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出に関して、以下の記載事項に係る変更について、当該届出手続を不要とする。(省令第72条の9(第72条の17において準用する場合を含む。))

- ・ (試験等に関する業務以外の業務を行っている場合) 全体の組織に関する事項
- ・ 試験等に関する業務を行う組織に関する事項

(3) 届出書に添付する登記事項証明書の省略（地位の承継の届出関係）

登録認証機関・登録試験業者の地位の承継の届出に係る手続として、届出書に登記事項証明書を添付する場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、法人番号の提供等の措置により登記事項証明書の添付を省略することができるよう、所要の改正を行う。(省令第45条、第72条の10)

※ 当該手続のほか、省令で「登記事項証明書」の提出が規定されている手続（例：登録認証機関の登録の更新の申請等）は、添付を省略できる（登録外国認証機関は、省略の対象外。）。

(4) 申請書・届出書の添付書類の省略（登録認証機関等による申請・届出全般）

① 同時に2以上の申請・届出の手続を行う場合

登録（外国）認証機関・登録（外国）試験業者が、同時に2以上の申請・届出の手続をする場合において、各申請書・各届出書に添付すべき書類の内容が同一である場合は、いずれか1つの申請書・届出書にこれを添付し、他の申請書・届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができることとする。（省令第72条の21第1項）

② 他の申請・届出の手続において書類を提出済みであり、その内容に変更がない場合

登録（外国）認証機関・登録（外国）試験業者が行う申請・届出の手続において申請書・届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がない場合は、申請書・届出書にその旨を記載してその添付を省略することができることとする。（省令第72条の21第2項）

(5) 登録認証機関の認証に関する業務の適正化等

① 格付をしたことを証する書面の発行業務の方法に関する基準等

農林物資を本邦から輸出しようとする認証事業者等からの求めに応じて登録認証機関が行う、当該農林物資について日本農林規格により格付をしたことを証する書面（JAS制度と海外制度との同等性承認に係る所謂「輸出証明書」。以下「輸出証明書」という。）の発行について、認証に関する業務として位置付け、当該業務の方法に関して必要な審査の実施を求める基準を設けるとともに、当該書面の発行実績の農林水産大臣への報告を求めることとする。（省令第46条第1項第5号、第78条第2項）

② 登録外国認証機関の登録の審査等に係る旅費の額の計算の細目

登録外国認証機関・登録外国試験業者の登録・登録の更新の審査及び検査に係る旅費の額の計算の細目として、審査等の実施日数を、5日を越えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数により計算することとする。（省令第60条、第72条の14）

③ 格付実績等の報告（ほ場の面積の報告）

登録（外国）認証機関による格付実績等の報告として、有機飼料又は有機畜産物の認証（外国）生産行程管理者の認証に係るほ場の面積について、農林水産大臣に報告することとする。（省令第78条第1項）

また、登録（外国）認証機関・登録（外国）試験業者が行う格付実績等の報告は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを經由して行うこととする。（省令第78条第1項、第3項）

(6) 施行期日

令和3年4月1日

※1 (5) ①のうち、輸出証明書の発行業務の方法に関する基準を設ける部分については、令和4年1月1日

※2 (5) ①のうち、輸出証明書の発行実績の農林水産大臣への報告求める規定を設ける部分については、令和5年1月1日

2 留意事項

(1) 農林水産省共通申請サービス (eMAFF) の利用について

令和3年4月から、登録(外国)認証機関又は登録(外国)試験業者(これらの登録を受けようとする者を含む。)が行う法又は省令の規定による申請、届出又は報告の手続については、農林水産省共通申請サービス (eMAFF) により、インターネットを利用して電子的に行うことが可能になる予定である。

従来どおり紙媒体による手続も可能ではあるが、印刷、郵送等の負担を軽減でき、また、登録・登録の更新の申請は手数料の減免についても措置されていることから、積極的にeMAFFを活用したい。

なお、手数料の支払方法については、現時点においては、eMAFFに機能が実装されていないため、電子納付を行うことはできないが、令和3年度中に、eMAFFと歳入金電子納付システム (REPS) の連携について検討中であり、連携後は、電子納付が可能となる予定である。

(参考)

○農林水産省共通申請サービス (eMAFF)

- ・トップページ <https://e.maff.go.jp/>
- ・操作マニュアル <https://e.maff.go.jp/Manual>
※「JAS」で検索可能。

○登録手数料及び登録更新手数料 (一例)

手数料の区分等		通常の申請	電子申請
登録認証機関の 登録手数料	区分①	145,000円	144,500円
	区分②	118,700円	118,200円
登録認証機関の 登録更新手数料	区分①	113,300円	112,900円
	区分②	95,800円	95,400円

※区分①：法第2条第2項第1号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分

区分②：区分①以外の区分

(2) 輸出証明書の発行業務について

JAS制度と海外制度との同等性承認に基づき、輸出証明書を発行する登録認証機関にあつては、施行期日（令和4年1月1日）までに、輸出証明書を発行する際の審査の実施方法（発行業務の対象とする輸出先国及び農林物資の種類並びに申請から発行までの手順を含む。）、料金の算定方法等について業務規程等に位置付けるとともに、業務規程等の変更に係る届出について、遺漏なく対応ありたい。

また、輸出証明書の発行実績の報告については、令和4年以降の実績が対象になることに留意されたい。

(3) その他

上記のほか、別途改正について発出する「登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準等に関するQ&A」を参照の上、引き続き、適正に認証業務を実施されたい。